

## 群馬県災害福祉支援ネットワーク設置要綱

### (設置)

第1条 災害発生時等における福祉的な支援が円滑に実施できるよう、平時から災害時における福祉の広域的な支援について協議するため、群馬県災害福祉支援ネットワーク(以下「ネットワーク」という。)を設置する。

### (構成)

第2条 ネットワークは、会長、副会長及び委員をもって構成する。

2 会長、副会長及び委員は、それぞれ別表に掲げる職にある者をもって充てる。

### (職務等)

第3条 会長はネットワークの会務を総理し、ネットワークの会議(以下「会議」という。)の議長となる。

2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときは、その職務を代理する。

### (部会)

第4条 ネットワークに、次条第1号及び第2号に関する事項を調査協議するため「施設間連携部会」を設ける。

2 ネットワークに、次条第3号に関する事項を調査協議するため「福祉専門職支援部会」を設ける。

3 部会の委員は、ネットワークの委員の中から会長が指名するものとする。

4 部会に、部会長を置き、その部会に属する委員の互選によってこれを定める。

5 部会長に事故があるとき、又は部会長が欠けたときは、部会長があらかじめ指名する委員が、その職務を行う。

### (協議内容)

第5条 ネットワークで協議する事項は、災害発生時等における次の内容とする。

- (1) 社会福祉施設等の相互応援活動に関すること。
- (2) 施設利用者の安全の確保及び施設の安定的な運営に関すること。
- (3) 福祉避難所等における要配慮者支援に関すること。
- (4) その他福祉的な支援に関する事項で、会長が付議を要すると認めた事項。

### (会議)

第6条 会議は、会長がこれを招集する。

2 別表に掲げる委員の他、会長が必要と認める者を会議に参加させることができる。

### (事務局)

第7条 ネットワークの事務局は、社会福祉法人群馬県社会福祉協議会施設福祉課が行う。

### (その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、ネットワークの運営に必要な事項は、随時会長が定める。

### 附 則

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

この改正要綱は、平成29年4月1日から施行する。

( 別 表 )

職 務	職 名
会 長	社会福祉法人群馬県社会福祉協議会長
副会長	同 事務局長
委 員	群馬県社会福祉法人経営者協議会 (役職：以下同じ) 群馬県社会福祉士会 群馬県介護福祉士会 群馬県精神保健福祉士会 群馬県介護支援専門員協会 群馬県ホームヘルパー協議会 群馬県老人福祉施設協議会 群馬県地域包括・在宅介護支援センター協議会 群馬県身体障害者施設協議会 群馬県知的障害者福祉協会 群馬県精神障害者社会復帰協議会 群馬県社会就労センター協議会 群馬県救護施設協議会 群馬県児童養護施設連絡協議会 群馬県母子生活支援施設協議会 群馬県乳児福祉協議会 群馬県保育協議会 ぐんま子育て支援センター連絡会 群馬県市長会 群馬県町村会 群馬県総務部危機管理室 群馬県こども未来部子育て・青少年課 群馬県こども未来部児童福祉課 群馬県健康福祉部健康福祉課 群馬県健康福祉部介護高齢課 群馬県健康福祉部障害政策課